

京都家庭裁判所当直規程を廃止する規程

平成22年3月4日

京都家庭裁判所規程第5号

京都家庭裁判所当直規程（平成18年京都家庭裁判所規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

理 由

平成22年4月1日から京都家庭裁判所の当直を廃止するに当たり、現行の当直規程を廃止する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。